



飼料価格高騰対策のごあんない

【養鶏経営支援事業】

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課

飼料価格の高騰による養鶏経営への影響緩和のため、飼料高騰による負担増加分の一部について支援します。

支援の対象

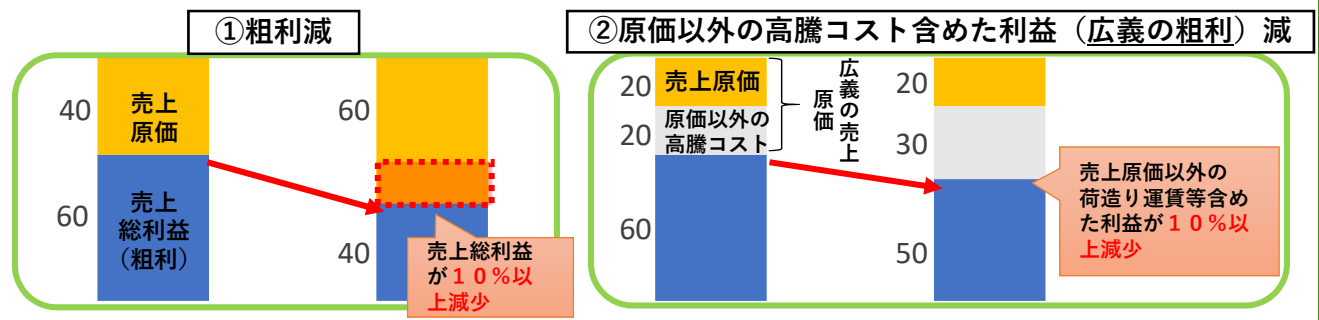
飼料高騰等により経済的影響を受けた県内養鶏農家

【個人】令和4年所得税青色申告決算書の収入から経費を引いた差引金額(ただし補助金収入を除く)が、令和3年と比較し10%以上減少

【法人】直前の事業年度の売上総利益(粗利)が、前年の売上総利益の合計額と比較して10%以上減少

※本社所在地が県外で、県内に農場がある事業者を含みます

※補助率:減少率30%以上...1/3 10%以上30%未満...1/6



支援の内容

肉用鶏

令和5年4月1日から令和5年9月30日の期間中において出荷羽数1羽につき5円を助成します。

$$\text{補助金} = \text{出荷羽数} \times 15\text{円} \times \frac{1}{3}$$

〔県補助額〕〔県補助率〕
※減少率30%以上の場合

採卵鶏

飼養羽数(※) × 3.3 × 5円を助成します。

※令和5年2月1日における飼養羽数

$$\text{補助金} = \left[\text{飼養羽数} \times 3.3 \right] \times 15\text{円} \times \frac{1}{3}$$

〔県補助額〕〔県補助率〕
※減少率30%以上の場合

予算の範囲内での交付となるため、申請額より減額となる可能性がある旨予めご了承ください。

交付申請期限

令和5年5月31日(水)

申請に必要なもの

- ① 交付申請書(規則様式第一号)
- ② 実施計画書(様式第一号)
- ③ 収支予算書(様式第二号)
- ④ 口座振込依頼書
- ⑤ 誓約書 ※採卵鶏農家のみ

⑥ 申告書類

※收受日付印が確認できるもの又は電子申告完了済みがわかるものをご提出ください

【個人】

令和4年および令和3年分の以下書類

- ・所得税確定申告書 第一表の写し
- ・所得税青色申告決算書(1項目及び2項目(収入内訳))の写し

【法人】

直前の事業年度および前年の以下書類

- ・法人税確定申告書 別表一の写し
- ・法人事業概況説明書 1項目(損益計算書)の写し
- ・(農業部門以外の収益が上記申告書類に含まれる場合)
農業部門における売上総利益がわかるもの
- ・販売費及び一般管理費のうち、物価高騰の影響を受けたと認められる荷造運賃費等を計算に参入する場合、確定申告の書類で確認できないときは、上記に加え当該経費の状況が分かるものの写し(月別損益計算書、帳簿等)

参考：売上総利益、広義の粗利の算定方法

比較方法	算定方法
①売上総利益(粗利)	売上高－売上原価(※1) ※1) 売上原価＝期首卸売高(在庫)＋仕入高(製造原価)－期末卸売高(在庫)
②広義の粗利	売上高－売上原価－販管費のうち荷造り運賃費等(※2) ※2)販管費に計上されているが、製造原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費

スケジュール

～令和5年5月31日

養鶏農家の皆様から畜産課への交付申請

令和5年6月上旬

補助金の交付決定

～令和5年10月20日

養鶏農家の皆様から畜産課へ実績報告

令和5年11月

補助金の額の確定及びお支払い

※令和5年11月より前に補助金の支払いを希望される方は、畜産振興課までご相談ください

実績報告期限

令和5年10月20日(金) ※畜産課必着

実績報告に必要なもの

- 1 実績報告書(規則様式第三号)
- 2 実績報告書(様式第一号)
- 3 収支決算書(様式第二号)
- 4 出荷羽数が確認できる書類(写し可)

※肉用鶏農家のみ、県内農場で飼養し出荷したものが対象です

提出およびお問い合わせ先

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課

TEL:0857-26-7288、7291

Eメールアドレス: chikusan@pref.tottori.lg.jp

ホームページURL

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1303284.htm>

